

(証券コード 1898)
2019年6月5日

株 主 各 位

東京都港区芝公園二丁目9番3号

世紀東急工業株式会社

取締役社長 平 喜 一

第70回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第70回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようご案内申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討下さいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、きたる2019年6月20日（木曜日）午後6時までに到着するように、折りかえしご送付下さいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2019年6月21日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区芝公園二丁目5番20号
メルパルク東京 5階 ZUIUN（瑞雲）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第70期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第70期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

＜会社提案（第1号議案および第2号議案）＞

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役8名選任の件

＜株主提案（第3号議案から第5号議案まで）＞

第3号議案 資本コストの開示に係る定款変更の件

第4号議案 剰余金を処分する件

第5号議案 不祥事における第三者委員会の設置に係る定款変更の件

第3号議案から第5号議案までは一部の株主様からのご提案であり、取締役会としてはこれらの議案いずれにも反対しております。なお、各議案の要領は、後記の株主総会参考書類に記載のとおりであります。

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を、会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
 - ◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合には、修正後の事項を当社ウェブサイト(<http://www.seikitokyu.co.jp/>)に掲載させていただきます。
 - ◎本招集ご通知の添付書類に記載された事業報告は、監査役が監査した書類の一部であり、また連結計算書類および計算書類は、会計監査人および監査役が監査した書類の一部であります。事業報告の「業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」および計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、当社ウェブサイト(<http://www.seikitokyu.co.jp/>)に掲載することによりご提供しておりますので、ご覧いただきますようお願い申し上げます。

(添付書類)

事業報告

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、輸出・生産面の一部に中国をはじめとする海外経済減速の影響がみられたものの、堅調な企業業績や、雇用・所得環境の改善が続くなかで、内需を中心に総じて緩やかな回復基調を辿りました。

道路建設業界におきましては、防災・減災、国土強靱化対策や首都圏における大規模な再開発工事の進捗等により、公共投資、民間の建設投資とも底堅く推移したものの、主要資材であるアスファルトの価格が大きく変動するなど、依然として予断を許さない事業環境となりました。

このような状況のもと、当社グループでは、2018年5月に策定した「中期経営計画（2018-2020年度）」に基づき、中核事業の競争力強化に注力するとともに、将来における事業環境の変化に対しても迅速、的確、柔軟に対応できる強固な経営基盤の構築に向け、各種施策を推進してまいりました。

また、全国で自然災害が相次ぐなか、各地で災害対応に従事するなど、社会資本整備の一端を担う企業グループとして、事業活動を通じた被災地の復旧・復興支援にも引き続き尽力してまいりました。

当連結会計年度における当社グループの業績につきましては、受注高（製品売上高および不動産事業等売上高を含む）は788億17百万円（前連結会計年度比2.2%減）、売上高は740億36百万円（同9.3%減）、経常利益は55億84百万円（同10.5%減）となり、また、特別損失として独占禁止法関連損失引当金繰入額を計上したことなどにより親会社株主に帰属する当期純利益は34億80百万円（同53.0%増）となりました。大型工事の受注があった前年との比較では、受注高・売上高はともに減少し、さらには原材料価格や燃料費の上昇などにより、経常利益につきましても前年実績を下回る結果となりました。一方、親会社株主に帰属する当期純利益につきましては、前期の決算において、多額の独占禁止法関連損失引当金繰入額を計上していたことから、前年との比較においては大幅な改善となりました。

部門別（セグメント別）の事業の概況は以下のとおりであります。

なお、完成工事高、売上高および営業利益につきましては、セグメント間の内部取引高等を含めた調整前の金額をそれぞれ記載いたしております。

「建設事業」

建設事業におきましては、今後の事業展開を見据えた営業・施工体制の整備拡充やICT（情報通信技術）の活用による現場における生産性向上に継続して取り組むとともに、民間営業を見直し、物件営業から顧客営業への転換を進めるなど、安定収益確保に向けた諸施策を推進してまいりました。

当連結会計年度の業績につきましては、受注高は632億77百万円（前連結会計年度比2.9%減）、完成工事高は584億96百万円（同11.7%減）、営業利益は51億22百万円（同0.3%減）となり、また、当連結会計年度末における次期への繰越工事高は331億33百万円（前連結会計年度末は283億52百万円）となりました。

なお、当連結会計年度における主要な受注工事および完成工事は、次のとおりであります。

（主要受注工事）

発注者	工事名	工事場所
東日本高速道路株式会社	八戸自動車道八戸管内舗装補修工事	青森県
東日本高速道路株式会社	東北自動車道白石～一関間舗装補修工事	宮城県
東日本高速道路株式会社	東北自動車道那須管理事務所管内舗装補修工事	栃木県
国土交通省関東地方整備局	H30国道16号千種海岸舗装修繕工事	千葉県
町田市	鶴間公園整備工事(その2)	東京都
国土交通省関東地方整備局	国道246号市ヶ尾地区舗装工事	神奈川県
中日本高速道路株式会社	東海環状自動車道大野・神戸IC～大垣西IC間舗装工事	岐阜県
阪神高速道路株式会社	舗装補修大規模修繕工事(30-6-1湾)	大阪府
国土交通省中国地方整備局	平成30・31年度岡山北部維持工事	岡山県
内閣府沖縄総合事務局	那覇空港滑走路増設4工区舗装等工事	沖縄県

（主要完成工事）

発注者	工事名	工事場所
東日本高速道路株式会社	道央自動車道室蘭管内舗装補修工事	北海道
国土交通省東北地方整備局	田老地区舗装工事	岩手県
国土交通省東北地方整備局	唐桑南地区舗装工事	宮城県
東日本高速道路株式会社	北関東自動車道太田パーキングエリア舗装工事	群馬県
東日本高速道路株式会社	東京外環自動車道市川舗装工事	千葉県
東日本高速道路株式会社	東京外環自動車道市川中舗装工事	千葉県
首都高速道路株式会社	(修)舗装改修工事1-206	東京都
東日本高速道路株式会社	関越自動車道H29湯沢管内舗装補修工事	新潟県
国土交通省中部地方整備局	平成29年度23号三行北舗装工事	三重県
西日本高速道路株式会社	平成29年度中国自動車道(特定更新等)三次高速道路事務所管内舗装補修工事	広島県

「舗装資材製造販売事業」

舗装資材製造販売事業におきましては、低環境負荷商品の製造・販売体制の確立や製品の改良に注力し販売数量拡大に努めるとともに、設備の更新・拡充を計画的に進めるなど、将来に向けた事業基盤の強化に継続して取り組んでまいりました。

当連結会計年度の業績につきましては、製品売上高は258億80百万円（前連結会計年度比3.6%増）、営業利益は29億37百万円（同13.8%減）となりました。

「不動産事業等」

当社グループでは、建設事業および舗装資材製造販売事業のほか、不動産事業等を営んでおり、その他の事業における売上高は6億96百万円（前連結会計年度比0.1%増）、営業利益は1億36百万円（同12.7%減）となりました。

当社の事業の概況は以下のとおりであります。

当事業年度の業績につきましては、受注高（製品等売上高を含む）は751億4百万円（前年同期比3.5%減）、売上高は699億58百万円（同10.0%減）、経常利益は50億34百万円（同12.3%減）、当期純利益は31億17百万円（同57.6%増）となりました。

「当社における部門別受注高、売上高および繰越高」

（単位：百万円）

区 分		前期繰越高	当期受注高	当期売上高	次期繰越高
工 事 部 門	アスファルト舗装	17,969	44,627	40,808	21,787
	コンクリート舗装	2,273	2,070	3,150	1,193
	土 木 工 事 等	6,886	12,361	9,953	9,294
	計	27,129	59,058	53,912	32,276
製 品 部 門 等		—	16,045	16,045	—
合 計		27,129	75,104	69,958	32,276

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は19億60百万円であり、主要な設備投資は次のとおりであります。

「建設事業」

当 社	秋田営業所	アスファルトフィニッシャ購入
-----	-------	----------------

「舗装資材製造販売事業」

当 社	湯沢合材工場	アスファルトプラントの設備更新
	金沢合材工場	事業用不動産の取得

(3) 資金調達の状況

特記すべき資金調達は行っておりません。

(4) 独占禁止法違反行為について

当社は、過年度における東京都、東京港埠頭株式会社および成田国際空港株式会社が発注する舗装工事の入札に関し、独占禁止法に違反する行為があったとして、2018年6月7日、国土交通省より「全国における舗装工事業に関する営業のうち、公共工事又は民間工事に係るもの」について30日間（2018年6月22日から2018年7月21日まで）の営業停止処分を受けました。また、当社は、アスファルト合材の製造販売業者が共同して、アスファルト合材の販売価格の引き上げを決定していた疑いがあるとして、過年度において公正取引委員会の立入検査を受けておりましたが、2019年3月6日、同委員会から排除措置命令書（案）および課徴金納付命令書（案）に関する意見聴取通知書を受領しました。株主の皆様には、多大なご心配とご迷惑をおかけいたしておりますことを深くお詫び申し上げます。当社といたしましては、これらの事実を厳粛に受け止め、現在も継続する公正取引委員会の調査につきましては、引き続き全面的に協力するとともに、違法行為の徹底排除に向け、違反行為の再発防止はもとよりコンプライアンス経営の推進に全社を挙げて取り組み、早期の信頼回復に努めてまいります。

なお、当社は、東日本高速道路株式会社が発注する舗装工事の入札に関し独占禁止法に違反する行為があったとして、2015年1月に公正取引委員会の立入検査を受けたことを契機に、2016年3月、取締役会において違法行為の徹底排除を決議し、再発防止策を策定いたしました。これに基づき、当社では、取締役社長を委員長とするリスク管理委員会を中心に、外部専門家の助言・協力を得ながら継続的に再発防止に向けた諸施策を遂行いたしており、2015年1月に独占禁止法違反行為があったことが判明した後においては、違反行為の存在は確認されておりません。

(5) 対処すべき課題

道路建設業界におきましては、ここ数年の間は堅調な建設需要が見込まれる一方、中長期的には、2020年の東京オリンピック・パラリンピック以降における建設投資の不透明感、資機材の需給・価格動向、少子高齢化による社会構造の変化など、多くの懸念材料が存在しており、当社グループが将来にわたり、安定的・継続的に収益を確保していくためには、こうした環境の変化に対する十分な備えと迅速・柔軟かつ確な対応が必要不可欠であると認識いたしております。

このような状況のなか、当社グループでは、「持続的成長へのチャレンジ」を基本方針とする、「中期経営計画（2018-2020年度）」に基づき、中核事業の競争力強化に加え、企業価値向上に資する成長投資の実践、担い手確保に向けた働き方改革、コーポレート・ガバナンスの充実など、数年先、そしてその先の将来を見据えた諸施策を着実に推進するとともに、安全・品質の確保や環境保全、コンプライアンスに対する取り組みについても一層注力するなど、今後とも「豊かな地域社会づくりに貢献する生活基盤創造企業」としての責務を誠実に果たし、社会からの信頼に応え、中長期的な企業価値の向上に邁進してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 財産および損益の状況の推移

区 分	第67期 (2016年3月期)	第68期 (2017年3月期)	第69期 (2018年3月期)	第70期(当連結会計年度) (2019年3月期)
受 注 高	75,724百万円	71,427百万円	80,572百万円	78,817百万円
売 上 高	74,634百万円	70,075百万円	81,659百万円	74,036百万円
経 常 利 益	6,261百万円	6,338百万円	6,239百万円	5,584百万円
親会社株主に帰属 する当期純利益	5,682百万円	5,621百万円	2,274百万円	3,480百万円
1株当たり当期純利益	140円78銭	139円26銭	56円35銭	86円16銭
総 資 産	57,544百万円	66,444百万円	72,192百万円	70,906百万円
純 資 産	21,231百万円	26,072百万円	28,098百万円	31,543百万円

- (注) 1. 第67期においては、大型工事の受注や完成が相次ぎ、受注高、売上高および親会社株主に帰属する当期純利益のいずれも前年実績を上回りました。
2. 第68期においては、期首の手持工事高が高水準であったことや、期中の完成工事の減少などにより、受注高、売上高は前年実績を下回りましたが、利益率の改善により経常利益は増加しました。
3. 第69期においては、大型工事を中心に工事の施工が順調に進捗し、受注高、売上高ともに前年実績を上回りましたが、特別損失として独占禁止法関連損失引当金繰入額を計上したことなどにより、親会社株主に帰属する当期純利益は大幅な減少となりました。
4. 第70期(当連結会計年度)においては、前記「(1) 事業の経過およびその成果」に記載のとおりであります。

(7) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
	百万円	%	
新世紀工業株式会社	49	100.00	舗装用資材の製造販売、舗装・土木工事の請負
エスティ建材株式会社	20	100.00	産業廃棄物の処理、舗装・土木工事の請負
エス・ティ・サービス株式会社	50	100.00	自動車等の賃貸および販売

(注) 当社の連結子会社は上記の重要な子会社3社を含め7社であります。

(8) 主要な事業内容 (2019年3月31日現在)

当社グループは、建設事業および舗装資材製造販売事業を主要な事業内容としており、東急グループの一員として建設事業の分野を担っております。

当社は、建設業法により特定建設業者「(特-29) 第1962号」・「(特-30) 第1962号」として国土交通大臣許可を受け、舗装工事、土木工事および水利工事などを行っております。また、アスファルト合材などの製造および販売ならびにこれらに関連する事業を行うほか、不動産に関する事業を行っております。

(9) 主要な営業所および工場 (2019年3月31日現在)

① 当社の主要な営業所および工場

本	店：東京都港区芝公園二丁目9番3号	
支	店：北海道支店(北海道)	横浜支店(神奈川県)
	東北支店(宮城県)	関東製販事業部(東京都)
	北陸支店(新潟県)	名古屋支店(愛知県)
	関東支店(東京都)	関西支店(大阪府)
	北関東支店(埼玉県)	中四国支店(広島県)
	東関東支店(千葉県)	九州支店(福岡県)
	東京支店(東京都)	

営業所等：(56ヵ所)

技術研究所：(栃木県)

試験所：(7ヵ所)

機材センター：(栃木県)

合材混合所等：(48ヵ所)

② 重要な子会社

新世紀工業株式会社 (奈良県)

エスティ建材株式会社 (福岡県)

エス・ティ・サービス株式会社 (東京都)

(10) 従業員の状況 (2019年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
907名	11名増

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
846名	10名増	42.0歳	15.6年

(11) 主要な借入先 (2019年3月31日現在)

借入先	借入額
	百万円
株式会社三菱UFJ銀行	951
株式会社みずほ銀行	682
株式会社三井住友銀行	594

2. 会社の株式に関する事項（2019年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 150,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 40,414,407株
- (3) 株 主 数 7,887名 （前事業年度末比 610名増）
- (4) 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
東 急 建 設 株 式 会 社	8,931	22.11
インターナショナル・トラスティズ(ケイマ)リミテッド・ジー・イン・イッツ・キャパティティー・オブ・トラスティ・オブ・ジャパン・アップ	2,402	5.95
ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・クライアント・オムニバス・アカウント・オーエムゼロツー・505002	1,575	3.90
東 京 急 行 電 鉄 株 式 会 社	1,533	3.80
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,489	3.69
株 式 会 社 光 通 信	1,413	3.50
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	966	2.39
岩 崎 泰 次	888	2.20
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	635	1.57
世 紀 東 急 工 業 従 業 員 持 株 会	634	1.57

- (注) 1. 持株比率につきましては、自己株式（11,648株）を控除して算出しております。
2. 2018年5月23日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、株式会社ストラテジックキャピタルが2018年5月16日現在で2,806千株を保有している旨が記載されておりますが、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主には含めておりません。
3. 2018年7月23日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、エフエムアールエルエルシー（FMR LLC）が2018年7月13日現在で2,044千株を保有している旨が記載されておりますが、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主には含めておりません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等（2019年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	佐 藤 俊 昭	社長執行役員
代 表 取 締 役	古 川 司	専務執行役員 事業推進本部製品事業部担当 管理本部長兼経営企画部長
取 締 役	平 本 公 男	常務執行役員 技術本部長兼技術部長
取 締 役	平 喜 一	常務執行役員 事業推進本部長
取 締 役	飯 塚 恒 生	東急建設株式会社代表取締役会長 一般社団法人東京建設業協会会長
取 締 役	福 田 眞 也	公認会計士 木徳神糧株式会社監査役（社外監査役）
取 締 役	田 村 仁 人	日神不動産株式会社取締役（社外取締役）
常 勤 監 査 役	小 出 正 幸	
常 勤 監 査 役	鈴 木 良 彦	
監 査 役	前 野 淳 禎	東急建設株式会社常勤監査役
監 査 役	齋 藤 洋 一	弁護士 東急建設株式会社監査役（社外監査役）

- (注) 1. 取締役 飯塚恒生、福田眞也、田村仁人の各氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 鈴木良彦、前野淳禎、齋藤洋一の各氏は、社外監査役であります。
3. 2018年6月22日開催の第69回定時株主総会終結の時をもって、取締役 齋藤一彦氏は任期満了により退任いたしました。
4. 2018年6月22日開催の第69回定時株主総会終結の時をもって、常勤監査役 鈴木高志氏は辞任により退任いたしました。
5. 2018年6月22日開催の第69回定時株主総会において、鈴木良彦、齋藤洋一の両氏は監査役に新たに選任され就任いたしました。また、2018年6月22日付をもって監査役 鈴木良彦氏は常勤監査役に就任いたしました。
6. 重要な兼職先に該当する法人等と当社との関係は次のとおりであります。
- (1) 東急建設株式会社は、2019年3月31日現在、当社の普通株式を8,931千株保有いたしております。なお、同社と当社との間には工事の請負等の取引があります。
- (2) 木徳神糧株式会社および日神不動産株式会社と当社との間には、特別な関係はありません。
7. 常勤監査役 小出正幸氏は、当社財務部長を経験しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
8. 2019年4月1日付をもって、取締役の地位および担当を次のとおり変更いたしました。

氏 名	地 位	担 当
佐 藤 俊 昭	代表取締役会長	
平 喜 一	代表取締役社長	社長執行役員
古 川 司	代 表 取 締 役	専務執行役員 事業推進本部長

9. 当社は取締役 福田眞也、田村仁人、監査役 齋藤洋一の各氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
10. 当社は執行役員制度を導入いたしております。なお、2019年4月1日現在における取締役兼務者以外の執行役員は次のとおりであります。

常務執行役員	石田和士、外村浩次、淵上彰恭
執行役員	打越 誠、山田正人、北川 八、内藤 真、樗木裕治、永渕克己、西山慶太、三浦広宜

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は社外役員全員との間に会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任限度額は、法令が規定する額といたしております。

(3) 当事業年度にかかる取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	支 給 額	摘 要
取 締 役	8名	137百万円	(うち社外取締役 3名 14百万円)
監 査 役	5名	32百万円	(うち社外監査役 4名 18百万円)
合 計	13名	169百万円	(うち社外役員 7名 33百万円)

- (注) 1. 当事業年度末現在の人員数は取締役7名(うち社外取締役3名)、監査役4名(うち社外監査役3名)であります。なお、上記支給人員には、2018年6月22日開催の第69回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名および監査役1名(社外監査役)が含まれております。
2. 上記支給額には、当事業年度に費用計上した取締役4名(社外取締役を除く)に対する譲渡制限付株式付与のための報酬額11百万円が含まれております。
3. 2006年6月29日開催の第57回定時株主総会において、取締役(使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない)の報酬限度額は年額3億24百万円以内、監査役の報酬限度額は年額60百万円以内とそれぞれ決議いただいております。なお、取締役(社外取締役を除く)に対する譲渡制限付株式付与のための報酬額については、2018年6月22日開催の第69回定時株主総会において、上記報酬限度額の範囲内で年額60百万円以内と決議いただいております。

(4) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該法人等との関係
他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該法人等との関係につきましては「(1) 取締役および監査役の氏名等」に記載のとおりであります。
- ② 当事業年度における主な活動状況

社外取締役および社外監査役の各氏は、取締役会または監査役会において、それぞれその豊富な経験と幅広い知見に基づき、経営全般にわたる事項につき意見表明を行うほか、監査結果の意見交換や監査に関する重要事項について協議を行うなど、必要に応じ適宜発言をいたしております。

なお、当事業年度における取締役会および監査役会への出席状況は次のとおりであります。

区分	氏名	取締役会	監査役会
取締役	飯塚恒生	14回出席／14回開催	—
取締役	福田眞也	14回出席／14回開催	—
取締役	田村仁人	14回出席／14回開催	—
常勤監査役	鈴木良彦	11回出席／11回開催	4回出席／4回開催
監査役	前野淳禎	13回出席／14回開催	5回出席／5回開催
監査役	齋藤洋一	11回出席／11回開催	4回出席／4回開催

- (注) 1. 監査役 鈴木良彦、齋藤洋一の両氏につきましては、2018年6月22日開催の第69回定時株主総会において選任され就任した後に開催された取締役会および監査役会の出席状況を記載しております。
2. 当社は、「1. (4) 独占禁止法違反行為について」に記載のとおり、過年度における舗装工事の入札に関し、独占禁止法に違反する行為があったとして、国土交通省より営業停止処分を受けました。社外取締役および社外監査役の各氏は、当該違反行為の存在が判明するまで、その事実を認識しておりませんでした。日頃から取締役会等において法令順守の徹底について適宜発言いたしており、また、本件事実の確認後は、違反行為の再発防止に向けた取り組みにつきましても適時確認をいたしております。なお、取締役 福田眞也、田村仁人、監査役 鈴木良彦、齋藤洋一の各氏は当該違反行為の存在が判明した後に新たに就任いたしております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(注) 新日本有限責任監査法人は、2018年7月1日付でEY新日本有限責任監査法人に名称変更をしております。

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

63百万円

② 当社および当社社会が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

64百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。
2. 上記金額には、過年度決算の訂正に係る監査業務に関する報酬額が含まれております。
3. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況および報酬見積の算出根拠等を確認し、報酬額の妥当性について検討した結果、当事業年度に係る会計監査人の報酬等につき会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

英文財務諸表監査

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任にかかる株主総会提出議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(注) 記載金額および株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連 結 貸 借 対 照 表

(2019年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	48,236	流 動 負 債	34,921
現 金 預 金	15,735	支払手形・工事未払金等	21,301
受取手形・完成工事未収入金等	24,576	短 期 借 入 金	1,739
未 成 工 事 支 出 金	4,958	未 払 法 人 税 等	531
材 料 貯 蔵 品	353	未 成 工 事 受 入 金	3,794
短 期 貸 付 金	8	完 成 工 事 補 償 引 当 金	25
そ の 他	2,603	工 事 損 失 引 当 金	13
固 定 資 産	22,670	賞 与 引 当 金	1,076
有 形 固 定 資 産	19,416	独 占 禁 止 法 関 連 損 失 引 当 金	1,310
建 物 ・ 構 築 物	2,770	そ の 他	5,129
機 械 ・ 運 搬 具 ・ 工 具 器 具 備 品	3,243	固 定 負 債	4,441
土 地	13,099	長 期 借 入 金	665
建 設 仮 勘 定	302	退 職 給 付 に 係 る 負 債	3,693
無 形 固 定 資 産	225	そ の 他	82
投 資 そ の 他 の 資 産	3,028	負 債 合 計	39,362
投 資 有 価 証 券	253	(純 資 産 の 部)	
繰 延 税 金 資 産	1,360	株 主 資 本	32,529
そ の 他	1,413	資 本 金	2,000
資 産 合 計	70,906	資 本 剰 余 金	508
		利 益 剰 余 金	30,026
		自 己 株 式	△5
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	△985
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	14
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△1,000
		純 資 産 合 計	31,543
		負 債 純 資 産 合 計	70,906

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

科 目	金 額	
	百万円	百万円
売 上 高		
完成工事高	58,496	
製品売上高	15,450	
不動産事業等売上高	89	74,036
売 上 原 価		
完成工事原価	51,510	
製品売上原価	12,469	
不動産事業等売上原価	74	64,054
売 上 総 利 益		
完成工事総利益	6,986	
製品売上総利益	2,980	
不動産事業等総利益	15	9,981
販売費及び一般管理費		4,417
営業利益		5,564
営業外収益		
受取利息	0	
受取配当金	6	
受取賃貸料	21	
業務委託料	28	
その他	17	74
営業外費用		
支払利息	20	
支払保証料	15	
手形流動化手数料	6	
その他	11	53
経常利益		5,584
特別利益		
固定資産売却益	38	38
特別損失		
固定資産売却損	0	
固定資産除却損	24	
独占禁止法関連損失引当金繰入額	1,310	
違約金	10	1,345
税金等調整前当期純利益		4,277
法人税、住民税及び事業税	849	
法人税等調整額	△51	797
当期純利益		3,480
親会社株主に帰属する当期純利益		3,480

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2019年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	47,164	流動負債	35,676
現金預金	15,399	支払手形	4,037
受取手形	459	電子記録債務	4,523
電子記録債権	1,978	工事未払金	8,869
完成工事未収入金	15,724	買掛金	3,350
売掛金	5,683	短期借入金	3,399
未成工事支出金	4,773	未払法人税等	490
材料貯蔵品	350	未成工事受入金	3,627
短期貸付金	138	完成工事補償引当金	24
未収入金	1,581	工事損失引当金	13
信託受益権	665	賞与引当金	1,022
ファクタリング債権	129	独占禁止法関連損失引当金	4,346
その他	279	営業外支払手形	44
固定資産	22,257	その他	1,925
有形固定資産	18,758	固定負債	3,434
建物・構築物	2,730	長期借入金	665
機械・運搬具	2,549	退職給付引当金	2,686
工具器具・備品	133	その他	82
土地	13,042	負債合計	39,110
建設仮勘定	302	(純資産の部)	
無形固定資産	175	株主資本	30,297
投資その他の資産	3,324	資本金	2,000
投資有価証券	246	資本剰余金	508
関係会社株式	306	資本準備金	500
長期貸付金	12	その他資本剰余金	8
繰延税金資産	1,294	利益剰余金	27,794
その他	1,475	その他利益剰余金	27,794
貸倒引当金	△11	繰越利益剰余金	27,794
資産合計	69,422	自己株式	△5
		評価・換算差額等	14
		その他有価証券評価差額金	14
		純資産合計	30,312
		負債純資産合計	69,422

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

科 目	金	額
	百万円	百万円
売 上 高	53,912	
完 成 工 事 高		
製 品 売 上 高	16,045	69,958
売 上 原 価		
完 成 工 事 原 価	48,015	
製 品 売 上 原 価	12,886	60,902
売 上 総 利 益		
完 成 工 事 総 利 益	5,896	
製 品 売 上 総 利 益	3,159	9,055
販売費及び一般管理費		4,154
営 業 利 益		4,901
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	0	
受 取 配 当 金	6	
受 取 貸 貸 料	26	
業 務 委 託 料	137	
そ の 他	15	186
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	21	
支 払 保 証 料	15	
手 形 流 動 化 手 数 料	6	
そ の 他	10	53
経 常 利 益		5,034
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	38	38
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	0	
固 定 資 産 除 却 損	24	
違 約 金	10	
独占禁止法関連損失引当金繰入額	1,310	1,345
税 引 前 当 期 純 利 益		3,727
法人税、住民税及び事業税	654	
法 人 税 等 調 整 額	△43	610
当 期 純 利 益		3,117

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2019年5月21日

世紀東急工業株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 松尾 浩明 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 井上 裕人 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、世紀東急工業株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、世紀東急工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2019年5月21日

世紀東急工業株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 松尾 浩明 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 井上 裕人 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、世紀東急工業株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第70期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第70期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、法令順守の一層の徹底および内部統制の強化・充実の確認を特に重要な監査項目として設定し、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社法施行規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、事業報告に記載のとおり、当社は過年度における舗装工事の入札に関し独占禁止法に違反する行為があったとして、2018年6月に国土交通省より30日間の営業停止処分を受けました。また、当社はアスファルト合材の製造販売業者が共同して、アスファルト合材の販売価格の引き上げを決定していたとして、2019年3月に公正取引委員会より排除措置命令書（案）および課徴金納付命令書（案）に関する意見聴取通知書を受領しました。監査役会といたしましては、独占禁止法を含むコンプライアンスの徹底と再発防止に向けた諸施策が実施されていることを確認しており、引き続きこれらの取り組み状況について監視・検証してまいります。
- (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。
 - (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2019年5月22日

世紀東急工業株式会社 監査役会

常勤監査役	小 出 正 幸	ⓐ
常勤監査役（社外監査役）	鈴 木 良 彦	ⓑ
監 査 役（社外監査役）	前 野 洋 一	ⓒ
監 査 役（社外監査役）	齋 藤 禎 一	ⓓ

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

<会社提案（第1号議案および第2号議案）>

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、持続的成長に向けた経営基盤の強化および収益力の維持・向上を図りつつ、当期の業績、財務内容、今後の経営環境等を総合的に勘案しながら、安定的、継続的な株主還元を努めることを基本方針とし、また、現行の「中期経営計画（2018-2020年度）」においては、株主還元策についての考え方を「総還元性向30%程度を目安とした安定的・継続的な株主還元」と定めております。

これらの方針に基づき検討いたしました結果、当期の期末配当につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

なお、本総会には、本議案とは別に、後記のとおり株主様から剰余金の配当に関する議案が提案されていることから、配当金支払事務を円滑に行うため、配当金支払開始日につきましては2019年7月16日とさせていただきたいと存じます。

（当社取締役会といたしましては、株主提案による各議案のいずれにも反対いたしております。）

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき 金27円

総額 1,090,874,493円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2019年6月24日

(4) 配当金支払開始日

2019年7月16日

第2号議案 取締役8名選任の件

現在の取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の一層の強化を図るため1名増員し、取締役8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
1	<p style="text-align: center;">さとうとしあき 佐藤 俊 昭 (1950年5月13日生)</p> <p style="text-align: center;">再任</p> <hr/> <p>在任年数（本総会終結時） 15年</p> <p>取締役会への出席状況 14回/14回（100.0%）</p> <p>所有する当社の株式の数 28,152株</p>	<p>1974年4月 東急道路㈱入社 1998年4月 当社経理部長 2004年6月 当社取締役 2009年6月 当社執行役員 2010年4月 当社常務執行役員 2012年4月 当社取締役社長 2012年4月 当社社長執行役員 2019年4月 当社取締役会長（現）</p> <hr/> <p>《取締役候補者とした理由》 入社以来、主に管理部門に従事した後、7年間にわたり当社の取締役社長を務めるなど、豊富な経験と経営全般にわたる幅広い知見を有しており、現在は取締役会長として当社の経営にあたっております。これらの経験・知識を活かし、今後も企業価値の向上に向け、当社経営を担うことが期待されることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>
2	<p style="text-align: center;">たいらよしかず 平 喜 一 (1961年11月23日生)</p> <p style="text-align: center;">再任</p> <hr/> <p>在任年数（本総会終結時） 2年</p> <p>取締役会への出席状況 14回/14回（100.0%）</p> <p>所有する当社の株式の数 13,453株</p>	<p>1984年4月 当社入社 2011年4月 当社執行役員 2011年4月 当社事業推進本部関東支店長兼東京支店長 2015年4月 当社常務執行役員 2017年4月 当社事業推進本部副本部長兼工務部長 2017年6月 当社取締役 2019年4月 当社取締役社長（現） 2019年4月 当社社長執行役員（現）</p> <hr/> <p>《取締役候補者とした理由》 入社以来、主に工事部門に従事し、工事部門の事業運営について豊富な経験と幅広い知見を有しており、事業部門全体の統括を経て、現在は取締役社長として当社の経営にあたっております。これらの経験・知識を活かし、今後も企業価値の向上に向け、当社経営を担うことが期待されることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、地 位、担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
3	<p>ふるかわ つかさ 古 川 司 (1958年2月7日生)</p> <p>再任</p> <hr/> <p>在任年数 (本総会終結時) 7年 取締役会への出席状況 14回/14回 (100.0%) 所有する当社の株式の数 19,208株</p>	<p>1980年4月 東急道路(株)入社 2008年4月 当社財務部長 2011年4月 当社執行役員 2012年4月 当社管理本部長兼経営企画部長 2012年6月 当社取締役 (現) 2014年4月 当社常務執行役員 2018年4月 当社専務執行役員 (現) 2019年4月 当社事業推進本部長 (現)</p> <hr/> <p>《取締役候補者とした理由》 入社以来、主に管理部門に従事し、当社の事業運営全般について豊富な経験と幅広い知見を有しており、現在は、専務執行役員として当社の事業部門全体を統括しております。これらの経験・知識を活かし、今後も企業価値の向上に向け、当社経営を担うことが期待されることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>
4	<p>ひらもと きみお 平 本 公 男 (1955年4月20日生)</p> <p>再任</p> <hr/> <p>在任年数 (本総会終結時) 7年 取締役会への出席状況 14回/14回 (100.0%) 所有する当社の株式の数 20,177株</p>	<p>1978年4月 当社入社 2009年10月 当社事業推進本部工務部長 2012年4月 当社執行役員 2012年4月 当社事業推進本部副本部長 2012年6月 当社取締役 (現) 2014年4月 当社常務執行役員 (現) 2018年4月 当社技術本部長兼技術部長 (現)</p> <hr/> <p>《取締役候補者とした理由》 入社以来、主に工事部門に従事し、工事部門の事業運営について豊富な経験と幅広い知見を有しており、現在は、常務執行役員として当社の技術部門を統括しております。これらの経験・知識を活かし、今後も企業価値の向上に向け、当社経営を担うことが期待されることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、地 位、担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
5	<p style="text-align: center;">い い づ か つ ね お 飯 塚 恒 生 (1948年8月5日生)</p> <p style="text-align: center;">再任</p> <hr/> <p>在任年数 (本総会最終時) 9年 取締役会への出席状況 14回/14回 (100.0%) 所有する当社の株式の数 0株</p>	<p>1971年4月 東急建設(株)入社 2004年6月 同社常務執行役員 2006年6月 同社取締役兼常務執行役員 2009年6月 同社取締役兼専務執行役員 2010年4月 同社取締役社長 2010年6月 当社取締役 (現) 2018年6月 東急建設(株)取締役会長 (現)</p> <p>[重要な兼職の状況] 東急建設株式会社代表取締役会長 一般社団法人東京建設業協会会長</p> <hr/> <p>《取締役候補者とした理由》 東急建設(株)の代表取締役会長に就任されており、建設業界における豊富な経験と幅広い知見に基づき、今後とも当社の業務執行を適切に監督いただくほか、経営全般にわたり有益な指導・助言をいただけるものと判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。 なお、東急建設(株)と当社の間には工事の請負等の取引がありますが、同社との間に特別の取引条件その他事業上の制約は存在していません。2019年3月期における当社の連結総売上高に占める同社に対する売上高の割合は7%であります。</p>
6	<p style="text-align: center;">ふ く だ し ん や 福 田 眞 也 (1944年2月26日生)</p> <p style="text-align: center;">再任</p> <p style="text-align: center;">社外取締役候補者</p> <p style="text-align: center;">独立役員</p> <hr/> <p>在任年数 (本総会最終時) 3年 取締役会への出席状況 14回/14回 (100.0%) 所有する当社の株式の数 0株</p>	<p>1966年9月 公認会計士川北博事務所入所 1971年1月 等松・青木監査法人 (その後の監査法人トーマツ) 入所 1971年3月 公認会計士開業登録 1987年5月 同監査法人代表社員 1992年7月 日本公認会計士協会常務理事 2007年7月 金融庁証券取引等監視委員会委員 2013年12月 公認会計士福田眞也事務所開設 (現) 2016年6月 当社取締役 (現)</p> <p>[重要な兼職の状況] 公認会計士 木徳神糧株式会社監査役 (社外監査役)</p> <hr/> <p>《社外取締役候補者とした理由》 公認会計士として企業会計に関する深い知識と豊富な経験を有することから、その専門的見地と高い見識に基づき、今後とも独立した立場から当社の業務執行を適切に監督いただくほか、経営全般にわたり有益な指導・助言をいただけるものと判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。 なお、同氏は、2007年6月まで当社の会計監査人でありました監査法人トーマツ (現 有限責任監査法人トーマツ) の代表社員として2002年3月期まで当社の会計監査に関与した経歴を有しており、当社の経営に関する知見を有しております。</p>

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、地 位、担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
7	<p style="text-align: center;">た む ら ま さ と 田 村 仁 人 (1946年8月3日生)</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">社外取締役候補者</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">独立役員</p> <hr/> <p>在任年数(本総会最終時) 3年 取締役会への出席状況 14回/14回(100.0%) 所有する当社の株式の数 0株</p>	<p>1971年7月 建設省入省 1991年6月 同省関東地方建設局用地部長 1997年7月 国土庁長官官房審議官 1998年7月 (財)駐車場整備推進機構常務理事 2002年6月 西日本建設業保証(株)常務取締役 2013年4月 (株)全国住宅産業協会専務理事 2016年6月 当社取締役(現)</p> <p>[重要な兼職の状況] 日神不動産株式会社取締役(社外取締役)</p> <hr/> <p>《社外取締役候補者とした理由》 行政分野等において社会資本整備をはじめ多岐にわたる業務に携わられた経歴を有することから、その豊富な経験と幅広い知見に基づき、今後とも独立した立場から当社の業務執行を適切に監督いただくほか、経営全般にわたり有益な指導・助言をいただけるものと判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。</p>
8	<p style="text-align: center;">い し だ か ず し 石 田 和 士 (1961年8月10日生)</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">新任</p> <hr/> <p>所有する当社の株式の数 3,304株</p>	<p>1985年4月 当社入社 2011年4月 当社関西支店事務管理部長 2013年4月 当社内部統制推進部長 2018年4月 当社執行役員 2019年4月 当社常務執行役員(現) 2019年4月 当社管理本部長兼経営企画部長(現)</p> <hr/> <p>《取締役候補者とした理由》 入社以来、主に、事務管理、コンプライアンス、内部統制部門に従事し、当社の経営・管理全般に関する豊富な経験と幅広い知見を有しており、現在は常務執行役員として当社の管理部門を統括しております。これらの経験・知識を活かし、取締役として、今後の企業価値向上に向け、当社経営を担うことが期待されることから、新たに選任をお願いするものであります。</p>

- (注) 1. 取締役候補者の所有する当社の株式の数は、2019年3月31日現在のものであり、世紀東急工業役員持株会および世紀東急工業従業員持株会における本人の持分を含めて記載しております。
2. 飯塚恒生氏は東急建設(株)の代表取締役会長を兼務しており、同社と当社との間には工事の請負等の取引があります。また、同社は当社と同一の部類に属する事業を行っております。なお、その他の取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 福田真也、田村仁人の両氏は社外取締役候補者であります。
4. 福田真也、田村仁人の両氏が当社社外取締役在任中に、当社は、事業報告「1. (4) 独占禁止法違反行為について」に記載のとおり、過年度における舗装工事の入札に関し、独占禁止法に違反する行為があったとして、国土交通省より営業停止処分を受けました。両氏は、当該違反行為の存在が判明した後新たに社外取締役に選任されており、日頃から取締役会等において法令順守の徹底について適宜発言するほか、違反行為の排除および再発防止に向けた取り組みにつきましても適時確認いたしております。
5. 当社は、飯塚恒生、福田真也、田村仁人の各氏との間に会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任限度額は、法令が規定する額としており、各氏の再任が承認された場合、本契約を継続する予定であります。
6. 当社は、福田真也、田村仁人の両氏を関東東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

＜株主提案（第3号議案から第5号議案まで）＞

第3号議案から第5号議案までは、株主様2名（以下「提案株主」といいます。）からのご提案によるものであります。

第3号議案 資本コストの開示に係る定款変更の件

1. 提案の内容

現行の定款に以下の章及び条文を新設する。

第7章 資本コスト

第42条 当社は、当社が金融商品取引所に提出するコーポレートガバナンスに関する報告書（以下「CG報告書」という。）において、CG報告書提出日から遡る1か月以内において当社が把握する加重平均資本コストを、その算定根拠とともに開示するものとする。

2. 提案の理由

当社の株価は、解散価値を下回る水準まで下落した。これは、業績動向が不安視されていることに加え、低い配当性向を継続して自己資本をさらに積み増す当社の資本政策により、将来の自己資本利益率（以下「ROE」という。）の低下が見込まれること、及び、公正取引委員会から独占禁止法に違反する行為があるとの指摘を複数回受けた結果、投資家が当社の株式保有にはリスクを伴うとの認識を抱くこととなり、そのような認識の反映として、投資家の求めるリターン水準（株主資本コスト）がROEを超える水準にまで高まっていることなどが主因だと考えられる。

東京証券取引所の有価証券上場規程別添の「コーポレートガバナンス・コード」（以下「コード」という。）において、「経営戦略や経営計画の策定・公表に当たっては、自社の資本コストを的確に把握した上で、収益計画や資本政策の基本的な方針を示すとともに、収益力・資本効率等に関する目標を提示し、その実現のために、事業ポートフォリオの見直しや、設備投資・研究開発投資・人材投資等を含む経営資源の配分等に関し具体的に何を実行するのかについて、株主に分かりやすい言葉・論理で明確に説明を行うべきである」として、経営陣が自社の資本コストを的確に把握することを求めている（コードの「原則5-2.経営戦略や経営計画の策定・公表」）。当社経営陣においても、当社の株主資本コストを踏まえた加重平均資本コストを的確に把握したうえで事業計画や資本政策等を立案・検証することが求められているというべきである。また、加重平均資本コストが開示されることにより、当社経営陣と株主を含む投資家との間で、共通の尺度に基づく対話も可能となる。このように資本コストを開示することによって、当社株式の市場における低い評価の改善を目指すことができると考える。

（会社注）以上は、提案株主から提出された株主提案書の提案の内容および提案の理由をそのまま記載したものです。

◇取締役会の意見

当社取締役会としては、本議案に反対いたします。

当社は、当社の企業理念である『豊かな地域社会づくりに貢献する生活基盤創造企業』として、健全な存続と持続的成長を実現し、中長期的な企業価値の向上を図ることを目指しており、資本収益性に関しても、短期的に高い数値を追求するのではなく、継続的な投資と財務の健全性をバランスよく両立させ、中長期的に安定的に資本コストを上回る経済的価値を生み出すことが重要であると考えております。

当社では、2013年度までの約20年間、財務改善に徹底して取り組んできました。この結果、優先株式の処理を含め、一定の財務体質改善は進んだと考えております。一方、投資を抑制した結果、既存事業資産の競争力は徐々に低下しつつあり、製品の品質改善、製造効率の向上、環境負荷低減等に向けた設備投資の推進が喫緊の課題となっております。

現行の「中期経営計画（2018-2020年度）」では、持続的成長に向け、2018年度からの3ヶ年累計で100億円超の投資を計画しています。中心は、アスファルト合材工場の更新など、本業を支える資産の質的向上が対象となりますが、海外進出やM&Aなど、将来の成長を見据えた分野にも30%程度を振り向ける計画です。

当社では資本コストを把握した上で中期経営計画を策定しており、かかる考え方については、業務執行における重要な投資判断等においても活用しております。

本計画最終年度のROEについては、11.7%（中期経営計画の修正（2019年5月9日）後）を目標としており、本計画策定時に外部機関の助言も得ながら試算した当社の資本コストを上回る水準と想定しております。

当社としては、コーポレートガバナンスと資本コストの関係においては、資本コストの数値そのものを開示することよりも、資本コストを経営陣が意識し、その考え方を経営に反映させていくことが重要であると認識しております。コーポレートガバナンス・コードにおいても、自社の資本コストを的確に把握した上で方針を示すべきとされており、こうした観点からも、資本コストの開示に関しては定款で一律に定めるべきものではなく、株主様や投資家との対話の内容なども踏まえつつ、公表の是非、時期、方法等を含め、取締役会において慎重に検討したうえで、決定すべきであると考えております。

したがって、定款に本議案のような規定を設けることは適切ではないと判断いたします。

第4号議案 剰余金を処分する件

1. 提案の内容

(1) 配当財産の種類 金銭

(2) 配当財産の割り当てに関する事項及びその総額

74円から、第70回定時株主総会において可決された当社取締役会が提案した剰余金処分に係る議案（以下「会社側利益処分案」という。）に基づく普通株式1株当たり配当金額（以下「会社提案配当金額」という。）を控除した普通株式1株当たり配当金額を、会社提案配当金額に加えて配当する。

第70期1株当たり当期純利益金額から小数点以下を切り捨てた金額（以下「実績EPS」という。）が74円と異なる場合は冒頭の74円を実績EPSに読み替える。

なお、配当総額は、上記の普通株式1株当たりの配当金額に2019年3月31日現在の配当の対象となる株式数を乗じた額となる。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2019年6月に開催される第70回当社定時株主総会の開催日の翌日

なお、本議案は、第70回定時株主総会に会社側利益処分案が提案された場合、同提案とは独立かつ同提案と両立するものとして、追加で提案するものである。

2. 提案の理由

「第2 提案の内容 2. 剰余金を処分する件」に記載の74円とは、2019年4月18日現在最新の当社予想1株当たり当期純利益の金額である。本件は、会社提案の1株当たり配当金がいくらであっても、当期純利益全てを配当すること、つまり、配当性向100%を企図した提案である。

当社の自己資本比率は2018年3月末現在で38.9%である。2016年3月末に当社の自己資本比率は36.9%に上昇し、1992年3月末の32.3%を24年ぶりに更新しており、2018年3月末はそれよりも高い水準となった。さらに、当社は2018年5月に発表した中期経営計画において、自己資本を2017年3月末から3年間で40%以上積み上げる数値目標を策定している。また、当社の2018年11月の決算説明会における説明によれば、2021年3月期までは税務上の繰越欠損金の影響でROEに嵩上げ効果があるとのことであるが、それ以降は、嵩上げされていたプラス効果が剥落することとなる。前記の通り、低水準の配当性向の影響からさらに資本が積み上がることから、将来的にROEは低下していくこととなる。

当社は、これ以上自己資本を増加させてもROEは減少するだけである。余剰資金を株主に還元することが、株主価値を高め、ひいては株価の向上

につながるので、剰余金の配当を大幅に増額すべきである。

なお、当社は、2018年12月末現在で、現預金約146億円を保有しており、有利子負債は約25億円に過ぎない。これら現金類似資産の合計は約121億円（以下「ネットキャッシュ」という。）であり、2016年3月末のネットキャッシュは約60億円であったことに鑑みると、ネットキャッシュは大きく増加している。2019年3月6日に当社が公正取引委員会から受領した「排除措置命令書（案）および課徴金納付命令書（案）に関する意見聴取通知書」においては、課徴金の額が約43億円と想定されているところ、これを2018年12月末現在のネットキャッシュから控除した金額は約78億円となり、2016年3月期から2018年3月期までの3年平均ネットキャッシュの約80億円にほぼ相当する。また、課徴金43億円を勘案した2019年3月期の当社予想当期純利益は30億円である。したがって、43億円の課徴金納付を勘案し、今回提案する剰余金の処分案を実行しても、その配当総額は当期純利益の範囲内であることから、当社のネットキャッシュ及び自己資本の水準を大きく変えるものではなく、当社の財務状態は良好なままである。

（会社注）以上は、提案株主から提出された株主提案書の提案の内容および提案の理由をそのまま記載したものです。「第2 提案の内容 2. 剰余金を処分する件」とは、「第4号議案 剰余金を処分する件 1. 提案の内容」を指しております。

なお、本議案による配当金支払開始日は、会社提案の「第1号議案 剰余金の処分の件」の配当金支払開始日と同日となります。

◇取締役会の意見

当社取締役会としては、本議案に反対いたします。

当社は、当社の企業理念である『豊かな地域社会づくりに貢献する生活基盤創造企業』として、健全な存続と持続的成長を実現し、中長期的に企業価値を向上させることが、株主様をはじめとするステークホルダーの利益に資するものと考えております。

道路建設業界におきましては、ここ数年の間は堅調な建設需要が見込まれる一方、中長期的には、2020年の東京オリンピック・パラリンピック以降における建設投資の不透明感、資機材の需給・価格動向、少子高齢化による社会構造の変化など、多くの懸念材料が存在しております。当社が中長期的に安定的・継続的に収益を確保していくためには、こうした環境の変化に対する十分な備えと迅速・柔軟かつ的確な対応が必要不可欠であると認識しており、これらを踏まえ、現行の「中期経営計画（2018-2020年度）」においては、投資計画・資本政策・株主還元にかかる考え方について、次のとおり定め、公表いたしております。

《当面の考え方》

- ・ 将来の持続的成長を実現するためには、継続的・戦略的な設備投資・技術開発等が不可欠。当面は、環境負荷低減や生産性向上に向けた事業資産の質的な転換期にあり、計画的に年額20～30億円程度の設備投資を継続。
- ・ 同時に、2020年以降における不透明な事業環境を見据え、自己資本の充実も重要な課題と認識。
- ・ したがって、当面は、資本効率とのバランスにも配慮しながら、総還元性向30%程度を目安とした安定的な株主還元を継続しつつ、競争力ある事業資産の形成と財務健全性の維持・向上に努める。
- ・ 当面予定される設備投資計画の実施状況、資本水準を鑑み、継続的に株主還元の充実について検討する。

当社は道路舗装工事を中心とする建設事業と舗装資材の製造販売事業を主要な事業内容としておりますが、当社が中長期にわたり事業を継続し、安定的に利益を確保していくためには、アスファルト合材工場をはじめとする製造設備や施工用機械、技術開発、人材育成などに対する計画的かつ継続的な投資を欠かすことができません。

また、現預金については、事業投資を最優先にしながらも、売上高2か月分程度の健全な手元流動性を維持すべきであると考えております。

過去には、急速な建設市場の縮小等により、業績が著しく低迷した時期がありました。2020年以降においても、こうした事業環境の変化が憂慮されるほか、自然災害など様々なリスクについても想定する必要がある。特に、社会資本整備の一端を担う企業として、自然災害発生時には、復旧活動への迅速な対応が期待されていることから、これらのリスクを考慮した財務健全性の確保は、当社の存在意義、社会的信用の側面からも極めて重要な課題であると捉えております。

このように、当社が健全な存続と持続的成長を実現し、中長期的な企業価値の向上を図るためには、継続的な投資と財務健全性の確保が不可欠であると認識しており、当社の資本政策においては、資本効率、株主還元とのバランスにも配慮しつつ、必要な株主資本の保持に努めることを、基本的な考え方としております。

また、利益の配分につきましては、持続的成長に向けた経営基盤の強化および収益力の維持・向上を図りつつ、当期の業績、財務内容、今後の経営環境等を総合的に勘案しながら、安定的・継続的な株主還元の実施に努めることを基本方針としており、前記のとおり、現行の「中期経営計画（2018-2020年度）」においては、株主還元策についての考え方を「総還元性向30%程度を目安とした安定的・継続的な株主還元」と定め、公表いたしております。

これらの方針に基づき、会社提案の「第1号議案 剰余金の処分の件」においては、2019年3月期の期末配当金を1株当たり27円（2018年3月期から17円の増配）としており、連結配当性向は31.3%となります。

一方で、2019年3月期における当期純利益の全額を配当することを内容とする株主提案については、将来における経営環境の変化や継続的な事業投資の必要性を顧慮しない、短期的な視点に立脚したものであり、結果として、株主の皆様の利益を毀損するおそれもあるものと考えております。

したがって、当社が健全な存続と持続的成長を実現し、中長期的な企業価値向上を図る観点からは、本株主提案にかかる剰余金の処分を行うことは適切ではないと判断いたします。

第5号議案 不祥事における第三者委員会の設置に係る定款変更の件

1. 提案の内容

現行の定款に以下の章及び条文を新設するとともに、定款の最後尾に第43条から第45条の適用範囲に関する後記の附則第1条を設ける。

なお、上記の議案1の「資本コストの開示に係る定款変更の件」が可決されなかった場合は、章番号については、第8章ではなく第7章とし、条数については、第43条以降の条数を1条ずつ繰り上げることとする。

第8章 第三者委員会

第43条 当会社において、犯罪行為、法令違反、社会的非難を招くような不正・不適切な行為であって、投資者の投資判断に重要な影響を及ぼすもの（以下「不祥事」という。）が発生した場合及び発生が疑われる場合は、取締役会の諮問委員会として、日本弁護士連合会が2010年7月15日付で発表した「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン」に次条の定め以外は準拠した委員会（以下「第三者委員会」という。）を設置する。

第44条 第三者委員会の委員は、第三者委員会が設置される都度、当会社の社外取締役と社外監査役の合議で選任されるものとする。

② 第三者委員会は、3名以上で構成されるものとする。

③ 第三者委員会の委員には、当会社の本店所在地の弁護士会から推薦された候補者のなかから1名以上を選任しなければならない。

第45条 第三者委員会は、取締役会の諮問を受けて次の各号の事項について調査又は審議を行い、取締役会に答申するものとする。

1. 不祥事に関する事実認定

2. 不祥事に関する原因分析および法的責任の所在の認定

3. 不祥事に関する再発防止策

4. その他、不祥事に関する事項で取締役会から諮問されるもの

附則第1条 第43条から第45条の規定は2019年3月6日に当会社が公正取引委員会から受領した「排除措置命令書（案）および課徴金納付命令書（案）」に関する意見聴取通知書に係る事案及び本定款の変更が可決された日以降に発覚した事案に適用する。

2. 提案の理由

2019年3月7日、当社は、全国において販売するアスファルト合材の販売価格の決定に関し、独占禁止法違反の疑いがあるとして、同月6日に公正取引委員会から、排除措置命令書（案）及び課徴金納付命令書（案）に関する意見聴取通知書を受領したことを公表した。

同月7日、当社はさらに、本件に係る課徴金は当社が2018年3月期に引当済の約30億円から約13億円増加して約43億円に上ることが見込まれる旨も公表した。

当社は、以前にも、独占禁止法違反の行為があったとして、以下の通り様々な処分等を受けている。

- ① 2016年9月6日、東日本高速道路株式会社東北支社が発注する東日本大震災に係る舗装災害復旧工事の入札に関し、独占禁止法に違反する行為があったとして、公正取引委員会より排除措置命令を受けた。
- ② 2016年9月21日、東日本高速道路株式会社関東支社が発注する東日本大震災に係る舗装災害復旧工事の入札に関し、独占禁止法に違反する行為があったとして、公正取引委員会より排除措置命令を受けた。
- ③ 2016年11月17日、上記①と②の排除措置命令を受けたことに伴い、国土交通省より、「全国における舗装工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの」について45日間の営業停止処分を受けた。
- ④ 2018年3月28日、過年度における東京港埠頭株式会社が發注する舗装工事の入札に関し、独占禁止法に違反する行為があったとして、公正取引委員会から28百万円の課徴金納付命令を受けた。
- ⑤ 2018年6月7日、上記④と東京都及び成田国際空港株式会社が發注する舗装工事の入札に係る独占禁止法違反行為と合わせ、国土交通省より「全国における舗装工事業に関する営業のうち、公共工事又は民間工事に係るもの」について30日間の営業停止処分を受けた。

当社は、上記の①の談合に係る事案に係る公正取引委員会の立入検査を受けて、2016年3月25日に再発防止策を公表したが、その半年後にアスファルト合材の価格カルテルの疑いで立入検査を受けた。このように、当社の再発防止策には実効性が伴っていなかったため、今般のアスファルト合材の価格カルテルについて、事前に公正取引委員会に自主申告して課徴金を免れることができず、約43億円もの巨額の課徴金を支払わねばならない事態に陥り、株主価値が毀損されることとなった。

実効性がないことが明らかとなった再発防止策のもとで、独占禁止法違反の再発リスクを放置するのではなく、日本弁護士連合会が策定したガイドラインに準拠した第三者委員会を設置し、専門家の助力を得て、新たな再発防止策を策定するべきである。そして、前記の通り、株主資本コストがROEを超える水準にまで高まった主因は、独占禁止法違反によって当社株式の保有に関するリスクが増大したことなどであり、実効性のある再発防止策を策定して株主資本コストの低下を図り、株主価値の向上を目指すべきである。

さらに、今後の万一の場合に備え、独占禁止法に限らず何等かの法令違反行為等が起きたときには、速やかに第三者委員会を設置して具体的な再発防止策に繋げることができるよう、定款を変更するものである。

上記提案の詳細な説明は、<https://proposal-for-seikitokyu-from-sc.com/>又は株式会社ストラテジックキャピタルのホームページ右上の特設サイトリンク<https://stracap.jp/>を参照されたい。

(会社注) 以上は、提案株主から提出された株主提案書の提案の内容および提案の理由をそのまま記載したものです。「上記の議案1」とは、第3号議案を、「上記提案」とは、株主様からのすべての提案を、それぞれ指しております。

◇取締役会の意見

当社取締役会としては、本議案に反対いたします。

既に公表のとおり、当社は2015年1月に、東日本高速道路株式会社東北支社が発注する東日本大震災に係る舗装災害復旧工事の入札に関し独占禁止法違反行為があったとして公正取引委員会の立入検査を受け、以降、複数件の独占禁止法違反行為が発覚し、公正取引委員会および国土交通省より処分を受けるに至り、また、現在も、アスファルト合材の販売価格決定に関する独占禁止法違反行為の疑いにより、公正取引委員会による調査が継続して行われております。

関係者の皆様には、大変なご迷惑とご心配をおかけしており、重ねてお詫び申し上げます。

当社は、こうした事態を受け、2016年3月に取締役会において違法行為の徹底排除についてあらためて決議するとともに、外部専門家による助言、協力を得ながら再発防止策を策定・公表しており、早期の信頼回復に向けて、現在も継続して、教育・研修、内部監査、モニタリングなど各種施策に取り組んでおります。

なお、再発防止策策定の時期と、独占禁止法違反行為による調査開始・処分確定の時期が、一部で前後しておりますが、一連の独占禁止法違反行為につきましては、現在調査が継続中の事案も含め、いずれも上記の2015年1月に受けた立入検査の日までに終了していたものであり、本立入検査後および再発防止策の策定後におきましては、違反行為の存在は確認されておられません。

このように、当社としては、現在取り組んでおります再発防止策につきましては有効に機能しているものと判断しておりますが、一方で、再発防止策の策定後に、アスファルト合材の販売価格決定にかかる2015年1月以前の独占禁止法違反行為に関し立入検査を受けるなど、本再発防止策の策定時における前提とは異なる状況が存在していたことが公正取引委員会の調査により明らかになったことから、現在調査継続中の事案に係る調査結果が確定次第、あらためて当社において外部の識者を中心とする調査委員会を設置し、原因の究明、再発防止策の評価・検討を行うことを予定しております。

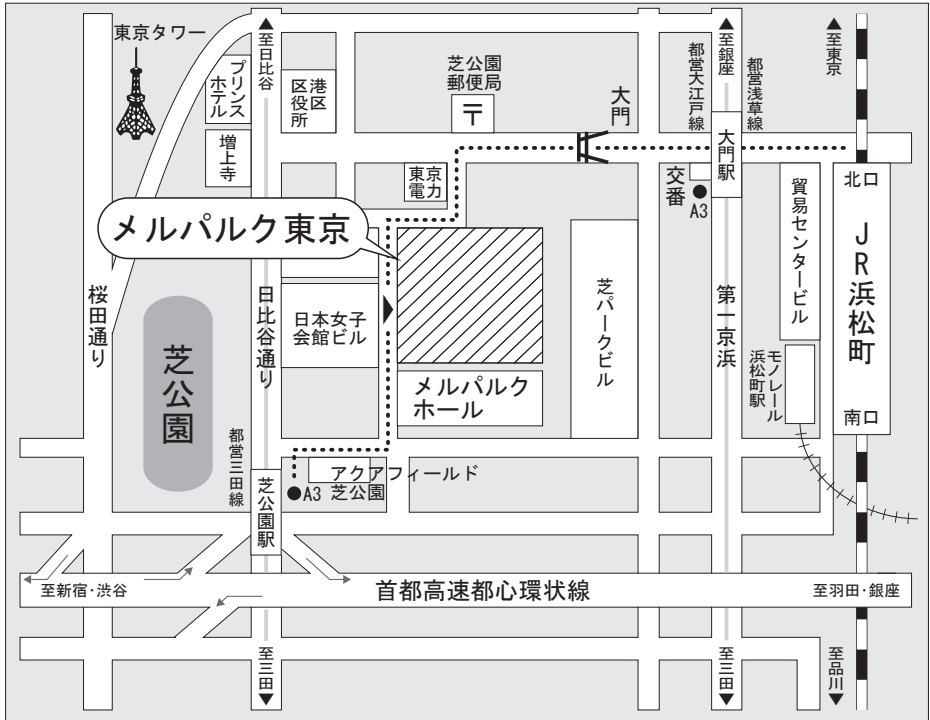
上記のとおり、当社といたしましても、不祥事の際には根本的な原因を解明し、実効性の高い再発防止策を講じることが極めて重要であると認識しており、従前より、内部統制システムの基本方針に基づき、リスク管理に関する社内規定・体制等を整備し、不祥事の再発防止はもとより、リスク顕在化の防止、リスクが顕在化した場合の損失の最小化に努めております。

もつとも、内部統制システムの整備・運用は取締役会および経営陣が果たすべき責務であり、第三者委員会の設置を含めた不祥事の再発防止に向けた取り組みに関しては、定款で一律に定めるのに必ずしもなじむものではなく、取締役会において慎重に検討したうえで、機動的かつ柔軟に実行されるべきものであると考えております。

したがいまして、定款に本議案のような規定を設けることは適切ではないと判断いたします。

以 上

■株主総会会場ご案内図



メルパルク東京 5階 ZUIUN (瑞雲)

東京都港区芝公園二丁目5番20号

交通のご案内

- JR・モノレール 浜松町駅（北口）から徒歩約8分
- 都営地下鉄三田線 芝公園駅（A3出口）から徒歩約2分
- 都営地下鉄浅草線・大江戸線 大門駅（A3出口）から徒歩約4分

お願い：お車でのご来場はご遠慮下さいますようお願い申し上げます。